

地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、いわき市が、地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託

(2) 業務目的

本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、制度・分野を超えて関係機関が連携して取り組むため、令和7年度から「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）を本格実施し、包括的な支援体制の整備を図っているところである。

しかし、現在、関係機関（行政、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等）において、地域資源(※)の情報を個別に管理・情報提供しているが、関係者間での情報共有や相談支援に十分活用されていないほか、情報の統一化が図られていないなどの課題が生じている。

本業務は、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえて実施するものであり、関係機関等が共有できる地域資源情報共有システム（以下、「システム」という）を導入し、様々な地域資源の情報を一元管理することで、地域資源情報の効果的・効率的な活用や、関係機関が連携した包括的な支援体制の充実を図ることを目的とする。

(※) 地域の福祉ニーズを充足させるためのサービス、組織、活動拠点等を示しており、システムに情報を登録する地域資源としては、高齢者・障がい者・子どもなどの様々な事業・施設（「いわき市の保健福祉・子育て支援」に記載の事業・施設等の詳細）等を想定。

(3) 業務内容

別紙「地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 公募型プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本業務の実施にあたり、事業者の有する専門的な知識・経験やこれまでの業務実績を活かした企画提案を募り、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業等に対する正しい理解に基づく事業提案力を総合的に評価することで、最も適格と判断される事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

(6) 提案限度額

4,675,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 法人格を有している団体であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 公租公課に未納がないこと。
- (9) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。

4 公募型プロポーザルの日程

実施内容	日程
(1) 実施要領公表・募集広告・質問受付開始	令和 7 年 6 月 13 日(金)
(2) 質問提出期限	令和 7 年 6 月 19 日(木)正午
(3) 質問最終回答	令和 7 年 6 月 24 日(火)
(4) 参加表明書受付開始	令和 7 年 6 月 25 日(水)
(5) 参加表明書提出期限	令和 7 年 7 月 1 日(火)
(6) 参加資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 4 日(金)
(7) 企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 23 日(水)
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 8 月 5 日(火)予定
(9) 審査結果通知・公表	令和 7 年 8 月 8 日(金)予定
(10) 契約締結（予定）	令和 7 年 8 月中旬予定

※ 受付等は、土・日・祝日は行わない。

5 参加表明書

(1) 提出書類

参加表明書	様式 1 : 参加表明書
	様式 2 : 法人概要書
	様式 3 : 業務実績表
	様式 4 : 同意書
	様式 5 : 配置予定職員・技術者調書
	添付 1 : 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	添付 2 : 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
	添付 3 : 国税の納税証明書
	添付 4 : いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ提出）

※ 財務諸表については、直近のものであること。

※ 納税証明書については、3 か月以内に発行されたものであること。

※ 令和 7 年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、添付 1 から添付 4 を省略することができる。

(2) 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

〔URL〕 <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1749449765753/index.html>

(3) 提出部数及び提出方法

提出部数は、正本 1 部、副本 3 部（副本は写し可とし、様式 4 及び添付 1 から 4 を除く）を持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする（様式 4 のみ押印が必要。それ以外は押印不要）。併せて、提出書類一式の電子データを「12 問い合わせ先」のメールアドレスにも提出すること。

また、本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式 9）を電子メールで提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。なお、参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合で、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止の措置を行う場合がある。

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 1 日（火）※必着

※ 受付時間は土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(5) 提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

(6) 審査結果の通知

本プロポーザルの参加表明者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を参加表明者の全てに対し電子メールで通知する。

6 企画提案書

(1) 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

企画提案書	様式6：企画提案書
	様式7：見積書
	添付5：実施方針、実施体制、業務フロー、業務工程表、企画提案テーマ説明資料

※ 添付5の様式は自由とするが、実施体制には、本業務を受託するにあたって配置する予定の担当者を記載することとし、氏名や本業務と類似の業務実績、本業務におけるそれぞれの役割等を記載すること。

※ 審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

※ 企画提案テーマ説明資料は、A4横型又はA4縦型、横書きとし、横型の場合は上綴じ、縦型の場合は左綴じで作成すること。

(2) 提出部数及び提出方法

提出部数は、正本1部、副本10部（副本は写し）を持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。併せて、提出書類一式の電子データを「12 問い合わせ先」のメールアドレスにも提出すること。（ただし、様式7のみ押印の上、1部を持参又は郵送でも提出すること。）

また、本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）を電子メールで提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

(3) 提出期限

令和7年7月23日（水）※必着

（受付時間は土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする）

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

7 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（様式8）を使用し、令和7年6月19日（木）正午までに、問い合わせ先まで電子メールで提出することとする。

また、質問の内容及び回答は、本市ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

8 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する「地域資源情報共有システム構築及び運用業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を別表（評価基準）に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、最高得点者が2者以上となった場合は、審査委員会の協議により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 開催予定日

令和7年8月5日（火）予定（詳細は後日、各提案者に別途通知する）

イ 場所

いわき市内（現地開催を予定しているがオンライン開催となる場合もある）

ウ 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ プレゼンテーションへの参加者

本業務を担当予定の管理技術者は必ず参加するものとし、参加人数は3人以内とする。

オ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

(イ) 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。

(ウ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

(エ) 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和7年8月8日（金）（※予定）に提案者の全てに対し電子メールで通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

9 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 留意事項

- (1) 企画提案にあつては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。

- (7) 次のいずれかに該当する企画提案の場合は、無効とする。
- ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがあるときは、当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。
- なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、行政計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市保健福祉部保健福祉課 田野・佐藤

電話番号：0246-22-7009 FAX：0246-22-7590

メールアドレス：hokenfukushi@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。